



県章

山形県公報

平成15年12月19日(金)

第1502号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....	(健康福祉企画課)	1392
指定居宅サービス事業者の指定.....	(村山総合支庁福祉課)	同
県営土地改良事業計画の変更.....	(村山総合支庁農村計画課)	同
民有保安林指定の解除の予定.....	(森林課)	同
農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知.....	(同)	1393
河川区域の変更による廃川敷地等.....	(河川砂防課)	1394
県道の供用の廃止.....	(村山総合支庁建設総務課)	同
県道の供用の開始.....	(同)	同
開発行為に関する工事の完了.....	(村山総合支庁建築課)	同
道路の位置の指定.....	(村山総合支庁西村山総務建築課)	1395
道路の区域の変更.....	(最上総合支庁建設総務課)	同
一般国道の供用の開始.....	(同)	同
県道の供用の開始.....	(同)	同
道路の区域の変更.....	(置賜総合支庁西置賜総務建築課)	1396
一般国道の供用の開始.....	(同)	1397
県道の供用の開始.....	(同)	同
同.....	(庄内総合支庁建設総務課)	同

公安委員会関係

規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....	同
-------------------------------	---

企業局関係

規 程

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程.....	1398
山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程.....	1399

公 告

大規模小売店舗の変更の届出.....	(商業振興課)	1400
特定調達契約に係る落札者の公告.....	(出納局)	1401
平成16年度採用山形県立高等学校実習助手及び学校司書選考試験の実施.....	同	

正 誤

告 示

山形県告示第1158号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程（昭和42年7月県告示第697号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「年0.375パーセント」を「年0.425パーセント」に、「年0.75パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成15年11月14日から適用する。
- 2 平成15年11月14日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第1159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	指定年月日
有限会社深町コーポレーション 山形市深町一丁目9番14号	グループホームはなみずき 山形市深町一丁目9番14号	痴呆対応型 共同生活介護	平成15.11.28

山形県告示第1160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（寒河江中央地区農林漁業揮発油税財源身替農道整備事業）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良（寒河江中央地区農林漁業揮発油税財源身替農道整備事業）
事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
寒河江市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成16年1月9日から
同 年2月9日まで
- 4 その他
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第1161号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 解除予定保安林の所在場所
長井市平野字濁り沢4166 - 58（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 保安林解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第1162号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成15年12月19日

山形県知事 高橋和雄

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

長井市平野字折草下4157 - 3・4157 - 5・4157 - 6（以上3筆国有林。）4157 - 4、字神尾4165 - 50・4165 - 51・4165 - 53・4165 - 54・4165 - 61から4165 - 64まで・4165 - 219・字桂谷北4169 - 9・字濁り沢4166 - 7・4166 - 8・4166 - 10から4166 - 13まで（以上16筆国有林。）4166 - 58（次の図に示す部分に限る。）字南前野4167 - 2・4167 - 3（以上2筆国有林。）寺泉字合好沢4178 - 1、字藤倉4177 - 1、字比倉4174 - 1、字布谷沢4294・字三淵大明神4295・字桶沢4197 - 1（以上3筆国有林。次に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 保安林解除の理由

ダム用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

長井市平野字北脇ノ沢4164 - 11から4164 - 13まで・4164 - 23・4164 - 24（以上5筆国有林。）4164 - 5（次の図に示す部分に限る。）4164 - 6、4164 - 7、字神尾4165 - 18・4165 - 38・4165 - 39・4165 - 42・4165 - 44・4165 - 46・4165 - 48・4165 - 65・4165 - 67から4165 - 69まで（以上11筆国有林。）4165 - 47、字西栃平下4172 - 5から4172 - 10まで・4172 - 22・4172 - 23・4172 - 26・4172 - 34（以上10筆国有林。）4172 - 38（国有林。次の図に示す部分に限る。）4172 - 40から4172 - 44まで・4172 - 46から4172 - 49まで・4172 - 52・4172 - 53（以上11筆国有林。）4172 - 15から4172 - 17まで、4172 - 18（次の図に示す部分に限る。）4172 - 29から4172 - 31まで、4172 - 35から4172 - 37まで、字栃平4171・字三淵向4173・字小坂沢4318（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）寺泉字合好沢4178 - 3（国有林。次の図に示す部分に限る。）4178 - 1、字藤倉4177 - 4（国有林。次の図に示す部分に限る。）4177 - 1、字西藤倉4176 - 1・字吹沢4175 - 1・字比倉4174 - 2（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）4174 - 1、字玉沢4277・字愛沢4278・字小愛沢4279・字布谷沢4294・字三淵大明神4295・字桶沢4297 - 1（以上6筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 保安林解除の理由

ダム用地とするため

3 (1) 解除予定保安林の所在場所

長井市平野字北脇ノ沢4164 - 11から4164 - 13まで・4164 - 23・4164 - 24・字折草下4157 - 5・4157 - 6・字神尾4165 - 51・4165 - 61から4165 - 65まで・4165 - 219・字西栃平下4172 - 40から4172 - 42まで・字桂谷北4169 - 9・字濁り沢4166 - 10から4166 - 12まで・字南前野4167 - 3（以上22筆国有林。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 保安林解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第1163号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山総務建築課において縦覧に供する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 河川の名称
一級河川最上川水系寒河江川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成15年12月10日
- 3 廃川敷地等の位置
(上流) 西村山郡西川町大字大井沢字黒淵1809番の3地先から
(下流) 西村山郡西川町大字大井沢字明道2288番の2地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 2,371.08㎡

山形県告示第1164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月19日から平成16年1月1日まで縦覧に供する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 山形羽入線
- 2 供用廃止の区間 山形市大字白川98番2から
同 大字渋江字向河原1456番3まで
- 3 供用廃止の期日 平成15年12月25日

山形県告示第1165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月19日から平成16年1月1日まで縦覧に供する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 山形市大字白川97番から
同 大字渋江字向河原1469番2まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月25日

山形県告示第1166号

次の開発行為は、完了した。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号
平成15年8月8日 指令村総建第5011号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東根市大字羽入字東原620 - 1、623 - 6、625 - 6
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称
天童市大字蔵増4387番地 有限会社 野口工務店

山形県告示第1167号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定の番号 私有村総西建第201号
- 2 指定の場所 寒河江市大字寒河江字高瀬山甲1147 - 1、甲1147 - 1先
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 88.50メートル
- 4 指定年月日 平成15年12月9日

山形県告示第1168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月19日から平成16年1月1日まで縦覧に供する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 神田川口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字向居字浦山1054番2から 同 大字川口字上大淵951番2まで	旧	47.0メートル 13.0	1,060 ^{メートル}
最上郡鮭川村大字向居字浦山1054番2から 同 大字川口字上大淵5479番まで	新	47.0メートル 13.0	同 上

山形県告示第1169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月19日から平成16年1月1日まで縦覧に供する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字川口字野中沢1378番3から
同 字上大淵862番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月19日

山形県告示第1170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月19日から平成16年1月1日まで縦覧に供する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 神田川口線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字向居字浦山1054番2から
同 大字川口字上大淵5479番まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月19日

山形県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年12月19日から平成16年1月1日まで縦覧に供する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 287号
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
長井市今泉字山田1812番526から		旧	16.7メートル	30
同 1812番274まで			14.3	
同	上	新	16.6メートル	同上
			16.0	

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 萩生九野本線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡飯豊町大字萩生字岡617番26から		旧	28.0メートル	143
同 620番17まで			13.6	
同 617番23から		新	33.3メートル	同上
同 620番17まで			14.5	

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 萩生黒沢線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡飯豊町大字萩生字岡617番23から		旧	26.3メートル	34
同 3907番5まで			13.2	
同	上	新	13.2メートル	同上
			12.8	

- 4 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 川西小国線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡小国町大字大石沢字宮脇389番1から		旧	20.7メートル	190
同 字馬場道上458番1まで			6.0	
同	上	新	64.0メートル	165
			11.8	
同	上	新	20.7メートル	190
			6.0	
同	上	新	31.0メートル	165
			10.0	

山形県告示第1172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年12月19日から平成16年1月1日まで縦覧に供する。

平成15年12月19日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 長井市今泉字山田1812番526から
同 1812番274まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月19日

山形県告示第1173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年12月19日から平成16年1月1日まで縦覧に供する。

平成15年12月19日

山形県知事 高橋和雄

- 1 (1) 路線名 萩生九野本線
(2) 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字萩生字岡617番23から
同 620番17まで
(3) 供用開始の期日 平成15年12月19日
- 2 (1) 路線名 川西小国線
(2) 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字大石沢字宮脇389番1から
同 字馬場道上458番1まで
(3) 供用開始の期日 平成15年12月21日

山形県告示第1174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月19日から平成16年1月1日まで縦覧に供する。

平成15年12月19日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 酒田松山線
- 2 供用開始の期間 酒田市大字小牧新田字道ノ下53番4から
同 44番5まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月19日

公安委員会関係

規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月19日

山形県公安委員会

委員長 吉田美智子

山形県公安委員会規則第9号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中

飯 田 交 番	山形市飯田西四丁目	を
三 日 町 交 番	山形市八日町二丁目	
成 沢 交 番	山形市蔵王西成沢	に改める。
南二番町 交 番	山形市南二番町	
南 沼 原 交 番	山形市大字南館	

附 則

この規則は、平成15年12月22日から施行する。

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第13号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年12月19日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第4号中「交付金台帳（別記様式第24号の2）」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 企画調整課長 交付金台帳（別記様式第24号の2）

第38条第1項中「収入調定兼振替票、収入票（未収消込）又は収入調定兼収入票（以下「収入調定兼振替票等」という。）を」を「支出伺兼支出票及び振替票に払戻しの確認を受けるために必要な書類を添えて」に改め、同条第2項中「収入調定兼振替票等」を「支出伺兼支出票及び振替票」に改める。

第39条中「収入調定兼振替票等、」を「収入調定兼振替票、収入票（未収消込）又は収入調定兼収入票（以下「収入調定兼振替票等」という。）」に改める。

第66条中「支出票等を」を「次の各号に掲げる区分により、当該各号に掲げる会計伝票に戻入の確認を受けるために必要な書類を添えて」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 支出の誤払又は過渡しとなつた金額及び概算払をした場合の精算残金の返納 収入調定兼振替票
- (2) 資金前渡をした場合の精算残金の返納 振替票

別表第1及び別表第2中

そ の 他 投 資			を
そ の 他 投 資	敷	金	に改める。
	そ の 他 投 資		

別表第4 固定資産の項中

そ の 他 投 資		を
-----------	--	---

「	そ の 他 投 資	敷	金	」	に改め、
		敷	敷		
		そ の 他 投 資	そ の 他 投 資		

同表費用の項中「調査管理費」を「資産管理費」に改める。

別表第5及び別表第6中

「	そ の 他 投 資			」	を
---	-----------	--	--	---	---

「	そ の 他 投 資	敷	金	」	に改める。
		敷	敷		
		そ の 他 投 資	そ の 他 投 資		

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表第4費用の項の規定は、平成16年度の予算から適用する。

山形県企業管理規程第14号

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年12月19日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程

山形県公営企業固定資産管理規程（昭和56年4月企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第12条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 備品の固定資産台帳との実地照合

第28条の2第1項第1号中「とき」を「とき（次号に該当する場合を除く。）」に改め、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号中「前2号」を「前4号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 建物の所有を目的とし、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条の規定による特約をして土地を貸し付けるとき。50年

(3) 臨時設備の設置その他一時使用のために土地を貸し付けるとき。1年

第28条の2第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号及び第6号の貸付け（同号の貸付けにあつては、借地借家法第38条の規定により契約の更新がないこととする旨を定めて建物を貸し付ける場合（次項において「定期建物賃貸借」という。）に限る。）について、管理者が特に必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める期間を超えて貸し付けることができる。

第28条の2に次の1項を加える。

3 第1項の貸付け（同項第2号の貸付け、借地借家法第24条に該当する貸付け及び定期建物賃貸借を除く。）の貸付期間は更新することができる。この場合において、更新の期間は、当該更新のときから、第1項第1号の貸付けについては10年（最初の更新にあつては、20年）その他の貸付けについては各貸付期間を超えることができない。

第28条の8を第28条の9とし、第28条の4から第28条の7までを1条ずつ繰り下げ、第28の3の次に次の1条を加える。

（保証金）

第28条の4 次の各号に掲げる普通資産の貸付けを行うときは、当該貸付けを受ける者に、それぞれ当該各号に定める額の保証金を納付させなければならない。

(1) 第28条の2第1項第2号の貸付け 貸付料の2年分以上の額に相当する額

(2) 借地借家法第24条に該当する貸付け 貸付料の1年分以上の額に相当する額

2 保証金は、貸付期間が満了し、貸し付けた土地の引渡しを受けた後に還付する。この場合において、還付する額は、納付を受けた保証金の額から建物の取壊し等に要した費用を差し引いた額とする。

3 保証金には、利子を付けない。

別表第1第1項第5号及び第2項の表中

「	その他投資				その他投資	」	を
---	-------	--	--	--	-------	---	---

「	その他投資	敷金		敷金		に改め、
		その他投資		その他投資		」
同表第3項の表中	「	基金	その他投資		その他投資	」を
「	基金	基金		基金		に改め、
	その他投資	敷金		敷金		」
		その他投資		その他投資		
同表第4項及び第5項の表中	「	その他投資		その他投資		」を
「	その他投資	敷金		敷金		に改める。
		その他投資		その他投資		」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成16年4月19日まで縦覧に供する。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スポーツデポ山形店

山形市馬見ヶ崎四丁目4番15号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社アルペン 愛知県名古屋市西区児玉三丁目35番18号

代表取締役 水野 泰三

3 変更する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 175台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後） 136台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後） 6か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

平成16年8月5日

5 届出年月日

平成15年12月4日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年4月19日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年12月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
CAD/CAMシステム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県出納局経理課契約係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成15年11月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
サカタ理化学株式会社 鶴岡市余慶町6番38号
- 5 落札金額 32,445,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成15年10月10日

平成16年度採用山形県立高等学校実習助手及び学校司書選考試験を次のとおり実施する。

平成15年12月19日

山形県教育委員会
教育長 木 村 宰

1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

校種	職	職務内容	志願資格	採用見込数
高等学校	実習	工業系（電気・情報） ・ 工業に関する学科を置く高等学校において、電気・情報に係る実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	・ 高校、大学等において工業（電気・情報）関係の学科を修めて卒業した者又は平成16年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者	若干名
	助手	福祉系 ・ 福祉に関する学科を置く高等学校において、福祉に係る実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	・ 高校、大学等において福祉関係の学科を修めて卒業した者又は平成16年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者	若干名
	学校司書 （技能労務職員）	・ 主に、学校図書館で、図書や視聴覚教材の案内や貸し出し、購入、相談、情報機器（パソコン等）や視聴覚教材の整備などを行う。	・ 司書若しくは司書補の資格を有する者又は平成16年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者 ・ 昭和49年4月2日以降に生まれた者	若干名

（注） 各職種に共通する志願資格

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

2 出願手続

(1) 志願書等の用紙の交付

平成15年12月19日（金）から教育庁高校教育課（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で交付する。郵送希望者は、返信用として封筒の表に「実習助手及び学校司書選考試験実施要項請求」と朱書し、郵便番号及びあて先を明記のうえ、140円切手をはった角型2号封筒（33cm×24cm）を同封して簡易書留で申し込むこと。

(2) 提出書類（出願に際しては、イ、ロ、を提出し、ハ、ニ、ホは試験当日持参すること。）

イ 志願書

ロ 封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

郵便番号及びあて先を明記し、80円切手をはること。

ハ 最終学歴に係る学校の長による人物証明書（厳封親展）

出願時現在勤務している者は、勤務先所属長による人物証明書をもって代えることができる。

ニ 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封親展）

ホ 採用志願者健康診断票（厳封親展）

平成16年1月1日以降に、医療機関において、採用志願者健康診断票の全項目について健康診断を行ったもの。

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

イ 提出期間 平成16年1月5日(月)から平成16年1月16日(金)まで

ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（郵送による出願は簡易書留で、平成16年1月16日(金)以前の消印があるものを有効とする。）

ハ 提出先 山形県教育庁高校教育課（〒990 - 8570 山形市松波二丁目8番1号）

3 選考試験

(1) 日 時 平成16年1月26日(月)午前9時30分から

(2) 場 所 山形県庁講堂（2階）

(3) 試験種目及び内容

イ 筆記試験

(イ) 一般教養試験（高等学校卒業程度の内容）

ただし、実習助手については、それぞれ工業（電気及び情報）、福祉に関する学科の内容を含む。

(ロ) 作文

ロ 面接試験

(4) 日 程 当日指示する。

4 選考試験結果の発表等

(1) 選考試験の結果は、平成16年2月下旬に本人あてに通知する。

(2) 採用は、平成16年4月1日以降とする。

5 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁高校教育課に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）

開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
総合ランク	合格発表の日から1か月	山形県教育庁高校教育課

6 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁高校教育課（TEL 023-630-2863）に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	県公報番 号	ページ	行	誤	正
平成15. 3.25	号外(9)	24	20	行なう	行う
同	同	同	23	行なう	行う
同	同	同	25	行なう	行う
同	3.31 号外(16)				

12P 下から16行目

誤	正
別記様式第25号	別記様式第27号

15P 8行目

誤	正
4月超え	4月を超え

16P 下から18行目

誤	正
別記様式第25号	別記様式第27号

18P 下から17行目

誤	正
確認でできる	確認できる

21P 下から12行目

誤	正												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">子を養育するために利用する制度等</td> <td style="width: 33%;">育児休業 業以外の休業・休暇 その他（ ）</td> <td style="width: 33%;">育児休業 業以外の休業・休暇 その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>4 備考</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	子を養育するために利用する制度等	育児休業 業以外の休業・休暇 その他（ ）	育児休業 業以外の休業・休暇 その他（ ）	4 備考			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">子を養育するために利用する制度等</td> <td style="width: 33%;">育児休業 業以外の休業・休暇 その他（ ）</td> <td style="width: 33%;">育児休業 業以外の休業・休暇 その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>4 備考</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	子を養育するために利用する制度等	育児休業 業以外の休業・休暇 その他（ ）	育児休業 業以外の休業・休暇 その他（ ）	4 備考		
子を養育するために利用する制度等	育児休業 業以外の休業・休暇 その他（ ）	育児休業 業以外の休業・休暇 その他（ ）											
4 備考													
子を養育するために利用する制度等	育児休業 業以外の休業・休暇 その他（ ）	育児休業 業以外の休業・休暇 その他（ ）											
4 備考													

23P 下から12行目

誤	正																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">期</th> <th style="text-align: center;">間</th> </tr> <tr> <td>年 月 日から</td> <td>毎 日</td> </tr> <tr> <td>年 月 日から</td> <td>その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>年 月 日から</td> <td>毎 日</td> </tr> <tr> <td>年 月 日から</td> <td>その他（ ）</td> </tr> </table>	期	間	年 月 日から	毎 日	年 月 日から	その他（ ）	年 月 日から	毎 日	年 月 日から	その他（ ）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">期</th> <th style="text-align: center;">間</th> </tr> <tr> <td>年 月 日から</td> <td>毎 日</td> </tr> <tr> <td>年 月 日から</td> <td>その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>年 月 日から</td> <td>毎 日</td> </tr> <tr> <td>年 月 日から</td> <td>その他（ ）</td> </tr> </table>	期	間	年 月 日から	毎 日	年 月 日から	その他（ ）	年 月 日から	毎 日	年 月 日から	その他（ ）
期	間																				
年 月 日から	毎 日																				
年 月 日から	その他（ ）																				
年 月 日から	毎 日																				
年 月 日から	その他（ ）																				
期	間																				
年 月 日から	毎 日																				
年 月 日から	その他（ ）																				
年 月 日から	毎 日																				
年 月 日から	その他（ ）																				

44P 8行目

誤	正
一般職の職員（第8条 - 第44条）	一般職の職員

44P 11行目

誤	正
特別職の職員（第45条 - 第49条）	特別職の職員

44P 13行目

誤	正
第49条	第48条

44P 14行目

誤	正
第50条	第49条

44P 下から12行目

誤	正
配置換え	配置換

46P 下から6行目

誤	正
別記様式第11号	別記様式第6号

46P 下から5行目

誤	正
別記様式第12号	別記様式第7号

46P 下から2行目

誤	正
別記様式第13号	別記様式第8号

46P 下から1行目

誤	正
別記様式第37号	別記様式第9号

49P 下から18行目

誤	正
配置換え	配置換

49P 下から17行目

誤	正
配置換え	配置換

49P 下から13行目

誤	正
配置換え	配置換

49P 下から10行目

誤	正
配置換え	配置換

51P 8行目

誤	正
第25号	第27号

51P 14行目

誤	正
別記様式第27号	別記様式第26号

57P 8行目

誤	正
専ら患者の医療相談等の業務に従事する職員 窓口業務を患者に直接接して行うことを常態とする事務職員	専ら患者の医療相談等の業務に従事する職員 窓口業務を患者に直接接して行うことを常態とする事務職員

58P 下から1行目

誤	正
配置換え	配置換

59P

誤			正		
評	定	内 容	評	定	内 容
	作成者 職氏名	印		作成者 職氏名	印

62P 21行目

誤	正
任期は 年 月 日までとする非常勤とする	任期は 年 月 日までとする 非常勤とする

62P 29行目

誤	正
降任に伴い級号給に変更を生じない場合は、級号給は記載しないこと。	降任に伴い級号給に変更を生じない場合は、級号給は記載しないこと。

62P 下から19行目

誤	正
配置換え	配置換

62P 下から8行目

誤	正
で へ派遣を命ずる派遣期間中、	で へ派遣を命ずる 派遣期間中、

62P 下から2行目

誤	正
) (派遣期間中給与は支給しない	。派遣期間中給与は支給しない)

63P 25行目

誤	正
に任命する	に併任する

63P 下から13行目

誤	正
(第2項)	(第2項))

63P 下から12行目

誤	正
職を命ずる休職期間は 年 月 日までとする	職を命ずる 休職期間は 年 月 日までとする

63P 下から3行目

誤	正
) (休職	。休職

64P 1行目

誤	正
休職期間を更新する	休職期間を更新する場合

64P 下から25行目

誤	正
育児休業を承認する期間は 年 月 日から	育児休業を承認する 期間は 年 月 日から

65P 1行目

誤	正
16 失職	16 失職

65P 下から26行目

誤	正
退職を承認する退職手当は支給しない	退職を承認する 退職手当は支給しない

65P 下から19行目

誤	正
第14条)	第 条。公益法人等への職員等の派遣等に関する条例第 19条第3項)

65P 下から7行目

誤	正
山形県病院事業局 (身分)に再任用する任期は 年 月 日までとする	山形県病院事業局(身分)に再任用する 任期は 年 月 日までとする

66P 1行目

誤	正
山形県病院事業局 (身分)に再任用する任期は 年 月 日までとする (職名)を命ずる短時間勤務とする (週 時間勤務)	山形県病院事業局(身分)に再任用する 任期は 年 月 日までとする (職名)を命ずる 短時間勤務とする(週 時間勤務)

68P 3行目

誤	正
職員番号	職員番号
発行年月日	発行年月日

69P 下から7行目

誤	正
表彰年月日	発令年月日

71P 3行目

誤		正	
適している・普通	適している・普通	適している・普通	適している・普通
やや適正 適正を を欠く 欠く	やや適正 適正を を欠く 欠く	やや適正 適正を を欠く 欠く	やや適正 適正を を欠く 欠く

71P 9行目

誤	正
意思頑固	意志強固

71P 10行目

誤	正
軽卒	軽率

72P 下から6行目

誤	正
第2条第1項	第3条第1項

72P 下から2行目

誤	正
第2条第1項	第3条第1項

74P 12行目

誤	正
判定者 意見	判定者 の意見

74P 下から7行目

誤	正
第2条第1項	第3条第1項

75P 20行目

誤	正
ます。	ます。 なお、該当職員に対して貴職から昇格発令書を交付して ください。

77P 下から4行目

誤	正
第2条第1項	第3条第1項

78P 11行目

誤	正
年月日付け昇格が別紙昇格発令者リストのとおり発令されたので通知します。	年月日付け昇給が別紙昇給発令者リストのとおり発令されたので通知します。 なお、当該職員に対して貴職から昇給発令書を交付してください。

82P 7行目

誤	正
給料の調整額	給料月額調整

85P 7行目

誤	正
概算年月数	換算年月数

85P 下から11行目

誤	正
退職この職業（就職年月日）	退職後の職業（就職年月日）

85P 下から8行目

誤	正
第2条第2項	第3条第2項

85P 下から5行目

誤	正
第2条第2項	第3条第2項

86P 9行目

誤	正
1 根拠条項 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程第2条第2項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等に対する退職手当支給条例第 条	1 根拠条項 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程第3条第2項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等に対する退職手当支給条例第 条

86P 15行目

誤	正
都道府県	道府県

86P 下から7行目

誤	正
都府県(都) 民 税 額	道府県(都) 民 税 額

87P 下から7行目

誤	正
派遣されることに同意します。	派遣される

89P 下から2行目

誤	正
事故発生後の処置	事故発生後の措置

91P 7行目

誤	正												
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">職名</td> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	職名	氏	名				<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">職名</td> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	職名	氏	名			
職名	氏	名											
職名	氏	名											

94P 下から3行目

誤	正
住所記載	住所を記載

95P 14行目

誤	正
任命伺	任免伺

97P 下から8行目

誤	正				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（採用年）</td> </tr> </table>	年	（採用年）	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（採用）</td> </tr> </table>	年	（採用）
年					
（採用年）					
年					
（採用）					

98P 14行目

誤	正
<p>2 職員 病院事業局の企業職員で常時勤務を要するもの及び病院事業局の企業職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）をいう。</p> <p>3 技能労務職員 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。</p> <p>(1) 病院 山形県病院事業組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）第3章に規定する組織の機関をいう。</p>	<p>(1) 病院 山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）第3章に規定する組織の機関をいう。</p> <p>(2) 職員 病院事業局の企業職員で常時勤務を要するもの及び病院事業局の企業職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）をいう。</p> <p>(3) 技能労務職員 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。</p>

99P 3行目

誤	正
別表第1	別表第1に定める級別標準職務表

99P 7行目

誤	正
、県給与条例	県給与条例

99P 14行目

誤	正
短大3卒	「短大3卒」

99P 下から8行目

誤	正
短大2卒	「短大2卒」

100P 7行目

誤	正
短大3卒	「短大3卒」

100P 15行目

誤	正
ついては	あつては

100P 16行目

誤	正
ついては	あつては、

100P 17行目

誤	正
技労規則別表第6（再任用短時間勤務職員である技能労務職員にあっては、同規則別表第6の2）に掲げる調整基本額に	技労規則別表第6）に掲げる調整基本額（技能労務職員のうち地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者にあっては、技労規則別表第6の2に掲げる調整基本額）に

100P 28行目

誤			正		
本局	局長	特1種	本局	局長	特1種
	局次長	1種		局次長	1種
	課長 主幹	3種		課長	3種
			主幹	4種 （管理者が別に定めるもの）	

		にあつては3種)
--	--	----------

101P 下から9行目

誤	正
公益法人等への派遣等	公益法人等への職員等の派遣等

101P 下から9行目

誤	正
「公益法人派遣条例」	「公益法人等派遣条例」

102P 13行目

誤	正
するとと	することと

103P 6行目

誤	正
受ける職員	受ける者

104P 1行目

誤	正
場合	とき

105P 3行目

誤	正
<p>第24条 病院給与条例第18条及び第20条の規定により管理者が定める職員は次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 基準日前1箇月以内に退職し、又は失職した職員で、基準日に病院給与条例、山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号。）の適用を受ける職員（以下次号において「企業局職員」という。）又は県職員（以下次号においてこれらの職員を「常勤職員」という。）として在職するもの</p> <p>(2) 基準日前1箇月以内に退職した職員のうち、当該1箇月以内において前号の常勤職員として在職した期間がある職員で、基準日の直近の日における退職又は死亡の時に県職員又は企業局職員であったもの</p>	<p>第24条 病院給与条例第18条の規定により管理者が定める職員は次に掲げる職員とし、病院給与条例第20条の規定により管理者が定める職員は次の第1号のイから八まで及び第2号から第4号までに掲げる職員とする。</p> <p>(1) 基準日前1箇月以内に退職し、又は失職した職員で、基準日までの間において次に掲げる者になったもの</p> <p>イ 職員</p> <p>ロ 県職員（県給与条例第26条の規定に該当する職員を除く。）</p> <p>ハ 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の適用を受ける職員</p> <p>ニ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）第3条の規定に該当する職員</p>

105P 12行目

誤	正
(3)	(2)

105P 12行目

誤	正
又は地方公共団体	、他の地方公共団体

105P 14行目

誤	正
)又は公庫) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）又は公庫

105P 14行目

誤	正
者	もの

105P 14行目

誤	正
又は当該地方公共団体	、他の地方公共団体

105P 14行目

誤	正
独立行政法人又は	独立行政法人、特定法人又は

105P 15行目

誤	正
勤務時間	勤務期間

105P 16行目

誤	正
勤務時間	勤務期間

105P 17行目

誤	正
(4)	(3)

105P 18行目

誤	正
時が	時において

105P 18行目

誤	正
していたもの	していたもの（管理者が別に定めるものを除く。）

105P 19行目

誤	正
(5)	(4)

106P 2行目

誤	正
第7条第2項中	同項中

106P 2行目

誤	正
「調整基本額に	「調整基本額（技能労務職員のうち地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者にあつては、技労規則別表第6の2に掲げる調整基本額）に

平成15. 4. 1 号外(30) 3 下から18

産業政策課	鉱害防止工事指導及び地下資源開発調査に専ら従事する職員
	計算業務に従事する職員

産業政策課	鉱害防止工事指導及び地下資源開発調査に専ら従事する職員
	計量業務に従事する職員